

紹介料の返金

1. 合同会社 GreenOak 庄内人材紹介ステーションが紹介した候補者が、入職後に、専ら紹介先企業の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、合同会社 GreenOak 庄内人材紹介ステーションはいったん受領した紹介料を返却しない。
2. 合同会社 GreenOak 庄内人材紹介ステーションが紹介した候補者が、入職後に、専ら候補者の責めに帰すべき事由により入職後下記に定める期間内に退職に至った場合、合同会社 GreenOak 庄内人材紹介ステーションは次の通り紹介先企業に紹介料を返却する。
 - (1) 1 ヶ月未満の場合は、支払われた紹介料の全額。
 - (2) 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は、支払われた紹介料の 50 %。なお、支払方法が分割払いの場合は、本項(1)(2)の返金規定を適用せず、合同会社 GreenOak 庄内人材紹介ステーションは紹介先企業に候補者の退職日以降に締日が到来する紹介料の請求を行わないものとする。
3. 本条に係る退職が紹介料の支払い前であっても、紹介先企業の紹介料支払責務は消滅しないものとする。